

4建指第241号
令和4年7月5日

各建築・住宅関係団体の長 様

愛知県建築局建築指導課長

建築基準法施行細則の一部改正について（通知）

このことについて、建築基準法施行細則を別添のとおり改正しましたので通知します。

なお改正の内容は別紙のとおりです。

担 当 建築指導グループ（長橋、天野）
電 話 052-954-6586（ダイヤルイン）

建築基準法施行細則の一部改正の概要

1 改正の概要

建築基準法の一部改正（2022年5月20日公布、同月31日施行）に伴い、災害救助等のための応急仮設建築物の存続期間の延長に係る許可の申請書及び添付図書を定める等

2 改正の理由

- (1) 応急仮設建築物の存続期間（工事完了から3か月及び許可により更に2年）について、建築基準法の一部改正により、2年3か月を超えて、1年ごとに延長することが可能となったため。
- (2) 建築基準法施行規則（省令）の一部改正（2022年1月18日公布、同年4月1日施行）により、確認申請時に提出される建築計画概要書の様式に、定期調査（不特定多数の者が利用する一定規模の建築物の維持管理の状況についての専門家による定期的な調査）の要否欄が追加されたため。

3 改正の内容

- (1) 応急仮設建築物の存続期間の延長に係る許可の申請書及び添付図書を定める（当初の許可の申請と同様の取扱いとする。第12条第2項から第4項までの新設）。
- (2) 定期調査の報告の対象を把握するために本規則で義務付けていた報告（特殊建築物等に関する報告書等による報告）を廃止する（第7条及び様式第8の削除並びに第14条第2項の改正）。
- (3) その他必要な規定の整備等
 - ア 根拠となる国告示が廃止済みである溶接工事作業計画書等による報告を廃止する（第6条第1項及び第2項、様式第7の2並びに様式第7の3の削除）。
 - イ 型式認定制度に移行済みである工業化住宅性能評定に係る規定を改める（第6条第4項の改正）。
 - ウ 引用する建築基準法の項ずれに伴う規定の整理（第12条第1項の表の改正）

4 施行期日

公布の日